

## 1. 計画の主旨

### 1-1. 交通バリアフリー法について

正式名称：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日公布・同年11月15日施行）

#### 【法律の趣旨】

高齢者、身体障害者などが公共交通機関を利用する際に、移動の利便性及び安全性の向上を促進させることが目的です。

具体的には

● 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。

● 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

#### 【法律の基本的な仕組み】

##### ア. 国の基本方針

国土交通大臣などが、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

##### イ. 交通事業者に対するバリアフリー基準への適合義務

交通事業者が駅やバスターミナルなどを新設するとき、あるいは、鉄道車両、バスなどを新しく導入するときに、「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」に適合しなければなりません。

##### ウ. 全国各地域のバリアフリーの推進

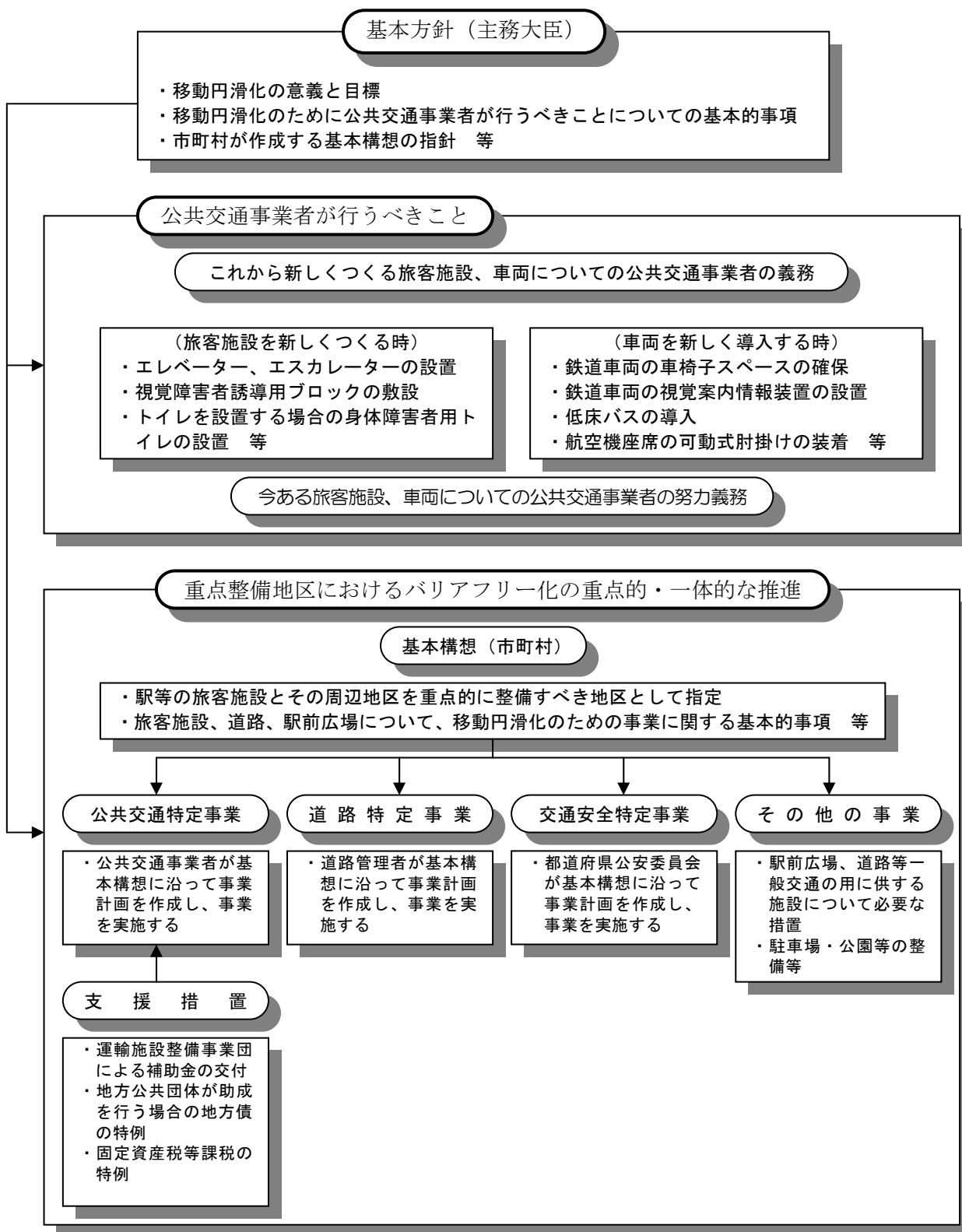
###### 【市町村による「基本構想」の作成】

市町村は、基本方針に基づき、乗降客の多い駅（「特定旅客施設」）などを中心とした地区（「重点整備地区」）について、地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための方針や具体的事業を定めた、「基本構想」を作成することができます。

###### 【基本構想に基づく事業の実施】

交通事業者、道路管理者、公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成しバリアフリー化のための事業を実施します。

■ 交通バリアフリー法の仕組み



## 1-2. 計画の目的と策定方法

「貝塚市交通バリアフリー基本構想」は、前述した交通バリアフリー法に則った「基本構想」となり、貝塚市で交通のバリアフリー化を進めるための方針や「重点整備地区」における具体的事業を定めることを目的とし、以下の方法により策定します。

### ■ 計画の策定方法

